

第 34 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和2年8月24日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
路 線 名 等			
発 生 場 所			
事 故 の 原 因			
令和2年6月14日 一般県道瀬田竜田線 菊池郡大津町大字陣内地内 穴ぼこ	個人 (車両所有者)	4,130円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。